

第Ⅰ章 七宗町の将来像

第1節 まちづくりの基本コンセプト

本町では、七宗町第四次総合計画に掲げる「自然と歴史がふれあう環境文化のまち“七宗”の創造」をまちづくりの基本コンセプトとして、その実現に向けた施策を進めてきました。これまでに展開してきた様々な施策への町民の評価に加え、これからのまちづくりに対する町民意向の調査結果では、総合的にみて”本町は住みやすい”とする意見が多くなっています。

しかし、本町では、出生率の低下や進学・就職等を契機とした若い世代の町外転出等を背景に、人口減少、少子高齢化が進行しています。「消滅可能性都市」の存在が指摘される中、将来にわたって本町が存続し続けるためには、避けることのできない人口減少を受け入れつつも、その抑制に取り組むことが重要です。

特に、飛水峡や納古山、日本の原風景が残る美しい自然環境を生かしながら、次代を担う子どもたちが「ずっと住み続けたい」、進学や就職で一度は町外に転出した若い世代が「いつかは帰りたい」、町外の方が「一度は行ってみたい、訪れてみたい」と思えるような魅力を感じるまちづくりを、町民と行政が一丸となって進めていく必要があります。

そこで、町民が「住み続けたい」、町外転出者が「帰りたい」、町外の方が「訪れてみたい」と思うまちづくりに向けて、七宗町第五次総合計画における基本コンセプトを次のように設定します。

まちづくりの基本コンセプト

住みたい 帰りたい 訪れたい
美しいまち ひちそう

第2節 目標人口

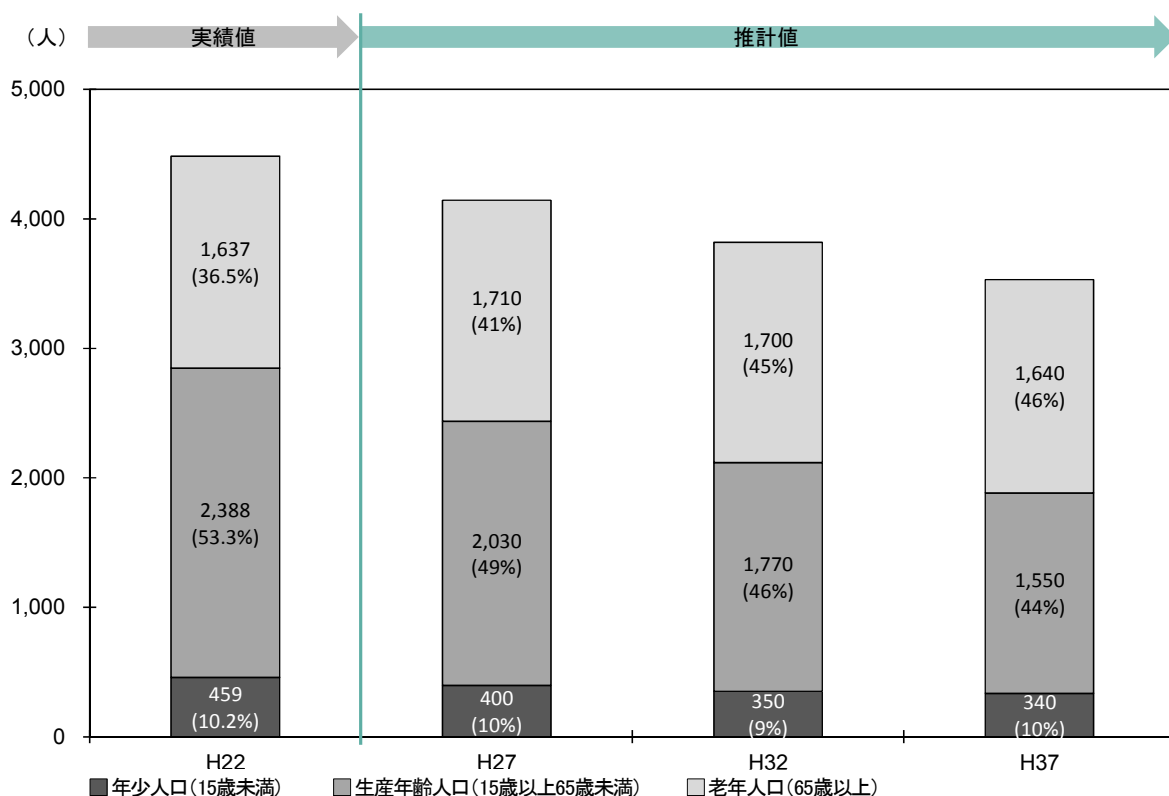
本町の人口は、平成22（2010）年で4,484人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続き、目標年度の平成37（2025）年度には約3,460人になる見通しです。人口減少の要因としては、合計特殊出生率が1.37（平成19年～平成24年）と低く、出生を死亡が上回る自然減少の状態であるとともに、町内への転入を町外への転出が超過する社会減少の状況にあることが挙げられます。

こうした予測に対して、持続可能なまちづくりを進めるためには、特に将来を担う若い世代の人口増加を目指す必要があります。そのため、本町では、雇用の創出や移住・定住の促進、子育て環境の充実等の施策を推進し、中長期的に合計特殊出生率の回復と転出超過の状況を改善することで人口の減少幅の抑制を図り、目標年度である平成37（2025）年度の人口を3,530人と設定します。

七宗町の目標人口

3,530人（目標年度 平成37年度）

目標人口



※ 推計値は、施策の効果による増分を加味した値を示す。

第3節 土地利用構想

土地利用は、まちの姿や将来の発展方向を形づくる重要な要素であり、町民生活と深く結びついている大切な要件です。

また、将来の土地利用については、長期的かつ総合的な展望に立ち、時代に対応した有効活用を図ることが重要です。

豊かな自然環境を保全しつつ、快適で活気あるまちづくりを進めるためには、地域の特性を把握しつつ、適切な用途による合理的な土地利用を図る必要があります。そこで、本町では、次のように土地利用を進めます。

1 住宅地・公共施設整備

- ▶ 中山間地に位置する本町では、農林業との調整を図りつつ、自然環境の保全と災害防止に配慮したうえで、限られた土地を住宅地または公共施設用地として有効に活用します。
- ▶ 住宅地においては、生活関連施設の整備を進めるとともに、宅地の流動化、遊休地の有効活用に努めます。

2 商工業振興・企業誘致

- ▶ 町民生活に必要なサービス機能（買い物、金融、医療・福祉等）の維持・集積を図ります。
- ▶ 地域の活性化、若年人口の定住、就業機会の確保のため、周辺の自然環境、営農環境に配慮しつつ、企業誘致及び新規産業の創出に必要な用地確保の推進に努めます。

3 集落整備・農業振興

- ▶ 生活道路の整備や上・下水道の総合的整備を進め、現在の生活環境の維持に加え、良好な生活環境の創出に努めます。
- ▶ 農用地は、後継者の不足による荒廃の防止、優良農地の保全に努め、営農環境の維持・向上を図るとともに、本町を特徴づける美しい田園景観を守ります。

4 河川整備・水質保全

- ▶ 飛騨川、神湊川等の清流沿いの環境美化に努めます。
- ▶ 良質な生活用水の安定供給源として河川を見直し、水質保全に努めるとともに自然との共生に配慮した整備に努めます。

5 山林活用・景観保全

- ▶ 緑豊かな山林は、林道等の林業生産基盤の整備による生産性の向上を図るとともに、町土の保全、水源かん養等公益的な機能を高めます。
- ▶ 広葉樹林の整備を図り、野生動植物との共生による鳥獣被害防止と防災対策機能を併せもつ森林の整備に努めるとともに、レクリエーションの場としての活用を進めます。

第Ⅱ章 基本目標と施策の大綱

第1節 施策の体系

まちづくりの基本コンセプトである「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」のもと、総合的かつ計画的な施策展開を図るため、その基本的な体系を次のとおり構成します。

まちづくりの
基本コンセプト

まちづくりの基本目標

施策の項目

住みたい
帰りたい
訪れたい
美しいまち
ひちそう

基本目標 1

交流を生み出す安全で便利な
生活基盤づくり

- 1-1 計画的・効率的な土地利用の展開
- 1-2 道路交通網の整備
- 1-3 情報通信網の整備
- 1-4 治山・治水事業の推進
- 1-5 消防・防災・救急対策の充実
- 1-6 交通安全・防犯対策の充実

基本目標 2

自然と調和した快適で
うるおいのある環境づくり

- 2-1 公園・緑地の整備
- 2-2 自然環境の保全
- 2-3 住宅・宅地の整備
- 2-4 上・下水道の整備
- 2-5 廃棄物処理対策の充実

基本目標 3

健康でいきいきと暮らせる
思いやりの地域福祉づくり

- 3-1 保健・医療対策の充実
- 3-2 地域福祉の推進
- 3-3 高齢者福祉の充実
- 3-4 子育て支援の充実
- 3-5 障がい者（児）福祉の充実
- 3-6 社会保障の推進
- 3-7 消費者保護対策の充実

基本目標 4

個性と創造性を育む
こころ豊かなひとづくり

- 4-1 学校教育・地域教育の充実
- 4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 4-3 芸術・文化活動の充実
- 4-4 ふれあい交流活動の推進
- 4-5 青少年の健全育成
- 4-6 男女共同参画社会の実現

基本目標 5

地域資源を生かした魅力と
活力あふれる産業づくり

- 5-1 農林水産業の振興
- 5-2 商業の振興
- 5-3 工業の振興
- 5-4 観光の振興
- 5-5 雇用・勤労者福祉の充実

基本目標 6

参画と協働による
自主・自立のまちづくり

- 6-1 町民参画の促進
- 6-2 情報発信・PRの推進
- 6-3 効率的な行財政運営の推進
- 6-4 広域行政の推進

第2節 施策の大綱

1 交流を生み出す安全で便利な生活基盤づくり

安全で便利な生活環境の確保に向けて、恵まれた自然環境との調和を図りつつ計画的な土地利用を確立し、道路網や情報通信網、防災基盤等の生活・交流基盤の整備を推進します。

1-1 計画的・効率的な土地利用の展開

自然、社会、経済、文化といった諸条件に配慮しつつ、うるおいのある生活環境の確保と町土の均衡ある発展を目指して、計画的、効率的な土地利用を推進します。

1-2 道路交通網の整備

国道、県道を軸として、高速自動車道へのアクセス道路、町内の生活道路、農道や林道等の役割に応じて、路線相互の機能が十分に発揮できるように計画的な町道の整備を推進します。

さらに、国道、県道については、早期整備を働きかけ、計画的な道路交通網の形成を目指します。

また、自主運行バスについては、町民のニーズに応えた運行を推進します。

1-3 情報通信網の整備

急速に発展する情報通信技術に対応して、行政や地域の情報施設基盤を整備し、協働のまちづくりに向けた情報の発信や共有、効率的な行政運営に向けた取り組みを推進します。

1-4 治山・治水事業の推進

災害から町民の生命や財産を守るため、また、森林の保全、水源のかん養を図るため、山地や河川の危険箇所の実態把握に努めます。

さらに、国や県と連携しつつ、継続的に治山・治水事業を推進します。

1-5 消防・防災・救急対策の充実

安心して暮らせるまちづくりを目指し、行政と地域の連携による防災・減災体制の強化を図ります。

また、消防装備や消防水利の充実に努め、安全な居住環境の確保を図ります。

1-6 交通安全・防犯対策の充実

町民の交通安全思想の普及に努めるとともに、計画的に交通安全施設の整備を推進します。

また、地域における防犯体制の強化や防犯灯の整備を推進し、安全・安心を実感できるまちづくりを推進します。

2 自然と調和した快適でうるおいのある環境づくり

本町を取り巻く豊かで美しい自然環境と調和した、誰もが快適で暮らしやすく、やすらぎと
おいのある生活環境の形成を推進します。

2-1 公園・緑地の整備

子どもから高齢者までのすべての町民が気軽に利用でき、交流が深められるオープンスペースとしての公園・緑地の整備を推進します。

また、本町を囲む山林や山あいを流れる飛騨川、神湊川等の環境資源を生かし、全町を公園と見たてて、まちぐるみで美しく快適な空間づくりを推進します。

2-2 自然環境の保全

本町の優れた自然環境や田園景観等を環境資源ととらえ、その保全・活用に努めます。

さらに、緑や花が身近にある環境づくり運動を活発に展開します。

また、新エネルギーの導入や省エネルギーの啓発による環境問題への対策を推進するとともに、景観整備や美化活動等により身近な生活環境の保全に取り組みます。

2-3 住宅・宅地の整備

町外転出を抑制し、定住人口の増加に向けて、民間活力を活用しながら、多様化するニーズに応える住宅建設を促進します。

また、既存の町営住宅の改善を進めるとともに、空き家の利活用を進めます。

2-4 上・下水道の整備

水道施設の計画的な維持管理により、安全で衛生的な上水の安定的な供給に努めます。

下水道については、全域的な整備を進めるとともに、環境保全の観点からも町民の意識啓発を図り、未接続家庭の解消に努め、下水道の整備が困難な区域では、個別排水処理施設事業を推進します。

2-5 廃棄物処理対策の充実

可茂衛生施設利用組合による広域的な連携を強化して、収集業務の拡充や処理施設の充実を図ります。

また、3R運動（リデュース・リユース・リサイクル）を促進しながら、ごみの減量化、資源化の啓発に努めます。

3 健康でいきいきと暮らせる思いやりの地域福祉づくり

お互いに手を差し伸べ、すべての町民が生涯を健康で楽しく暮らすことができる思いやりの心で支え合う福祉のまちづくりを推進します。

3-1 保健・医療対策の充実

地域の医療機関との連携を図りつつ、生きがい健康センターを拠点とした保健・医療・福祉システムの確立を推進します。

また、町民一人ひとりが生活習慣の改善に努め、発病を予防する一次予防を促進し、健康的に活動できる長寿のまちづくりに努めます。

3-2 地域福祉の推進

保健・医療・福祉の各機能の有機的連携のもとに、地域福祉のシステム化、ネットワーク化に努めるとともに、これらの活動・事業を円滑に展開するため、町民の福祉意識、ボランティア意識の高揚に努めます。

3-3 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、家庭、地域、職場等のあらゆる場面において、高齢者の生きがいづくりや社会参加の拡充に努めます。

3-4 子育て支援の充実

安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育て施設の整備・改修、保育サービスの充実を図るとともに、地域ぐるみで子育てを支援する活動を促進します。

また、少子化や核家族化、共働きの家庭の増加等、子育て家庭を取り巻く環境の変化に応じて、仕事と子育ての両立支援や経済的支援の拡充に努めます。

3-5 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、障がいの早期発見に努め、早期医療・療育体制を充実します。

さらに、社会参加と自立を基本として相談・指導体制、在宅福祉の充実に努めます。

3-6 社会保障の推進

町民が安心して生活できる社会保障を確立するため、生活保護制度や国民健康保険、国民年金等の社会保障制度について、広報活動の拡大や相談体制の強化により適正な運用を推進します。

3-7 消費者保護対策の充実

契約に不慣れな若者や高齢者を狙った悪質な商法、多様化・巧妙化しているインターネットをめぐる消費者トラブルについて、未然防止のための的確な情報提供に努め、気軽に相談できる消費者相談体制の整備を図ります。

4 個性と創造性を育むこころ豊かなひとづくり

教育力の向上、生涯学習・スポーツの環境づくり、芸術文化の振興により、郷土の歴史・文化を次代へ継承し、未来を担う個性と創造性をもったこころ豊かなひとづくりを推進します。

4-1 学校教育・地域教育の充実

次代を担う児童・生徒一人ひとりが、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い知識とグローバルな視野を身につけることができるよう、教育内容や学校施設の充実を図ります。

また、教育現場と地域社会が連携しながら、児童・生徒が故郷に愛着と誇りをもてる特色ある教育を進めます。

4-2 生涯学習・生涯スポーツの推進

町民が生涯にわたって生きがいをもち、文化的で心豊かな生活を送ることができるように、多様な学習機会の充実を図ります。

また、体力の保持・増進や競技力の向上に向けて、生涯スポーツの指導体制や七宗町体育館の改修をはじめとする施設の充実により、誰もが気軽に親しむことができるスポーツ環境の整備を進めます。

4-3 芸術・文化活動の充実

水準の高い音楽、美術、演劇等の芸術や高度な文化を鑑賞、体験したいという欲求の高まりに応えるため、文化財の保護・保存と地域の文化施設の活用を促し、優れた芸術・文化に接する機会の拡充に努め、歴史・文化を身近に感じられるまちづくりを進めます。

また、町民の自主的な活動による新しい文化の創造を支援します。

4-4 ふれあい交流活動の推進

交通インフラや情報インフラの整備に伴う生活行動の広域化・国際化に対応した国内外の都市や交流団体との提携等により、異文化の理解・経験や、本町のもつ資源を活用した国際交流、地域間交流を推進し、グローバルな視野をもつ人材の育成を図ります。

4-5 青少年の健全育成

次代を担う人づくりとして、青少年が豊かな心とたくましさを持ち、本当の「生きる力」を育み、創造性、社会性、国際性を身につけることができるよう、家庭と地域、学校が連携を深めながら、人権教育・啓発活動、社会参加活動の充実を図ります。

4-6 男女共同参画社会の実現

性別によって生き方を限定することなく、もてる個性と能力を十分発揮し、あらゆる分野に主体的に参画することができる男女共同参画社会の実現に向けて普及・啓発を推進し、仕事と家庭や地域活動の両立を支援します。

5 地域資源を生かした魅力と活力あふれる産業づくり

豊かで自立的なまちづくりに向けて、第1次産業から第3次産業まで多様で調和のとれた魅力と活力あふれる産業振興を推進します。

5-1 農林水産業の振興

農林水産業従事者の不足や高齢化の進行に対して、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実、経営体制の強化を促進します。

また、観光との複合的な発展を目指し、農産物のブランド化や特産林産物の開発を推進します。

5-2 商業の振興

商業団体の組織強化を図るとともに、後継者や新規企業の育成・誘致、経営環境の改善を促進し、地域に根差した商業の振興を目指します。

また、関連分野間の緊密な連携のもと、商業、金融、医療・福祉、行政機能等、暮らしを支える多様な機能を集積させることで地域コミュニティの維持・活性化を促進します。

5-3 工業の振興

東海北陸自動車道や東海環状自動車道の東回りルート、リニア中央新幹線等の広域交通体系の整備状況を注視しつつ、企業誘致に向けた諸条件の整理、体制強化を推進するとともに、既存企業の近代化と体質強化を図ります。

また、地域資源を活用した新たな産業の開発、育成に努めます。

5-4 観光の振興

定住・交流人口の増加も含めた総合的な発展の核となる分野として、恵まれた自然環境や既存の観光資源に磨きをかけることで、さらなる観光の振興を図ります。

また、地域おこし協力隊員の配置や他産業との連携強化により自然体験型観光の魅力を高め、付加価値の高い観光産業の確立と充実に努めます。

5-5 雇用・勤労者福祉の充実

既存企業の経営強化、新規企業の誘致により、若者や女性の地域内就業を促進します。

また、高齢者の知識や経験を生かした雇用機会の創出や仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現を目指します。

6 参画と協働による自主・自立のまちづくり

積極的な情報公開と町民参画による協働の取り組みを推進するとともに、自主・自立した行財政基盤、効率的で健全な行財政を進める体制を確立し、信頼される行政運営を推進します。

6-1 町民参画の促進

町民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、町民が主役となって町政や地域活動に積極的に参画するための意識の醸成を図ります。

また、自治会や各種団体の地域活動を促進し、地域の課題に対して自ら取り組む体制の強化を図ります。

6-2 情報発信・PRの推進

町民参画を促進し、協働のまちづくりを進めるため、広報・広聴活動を充実し、行政情報を積極的に発信します。

また、町内出身者や町外の方に対して広く本町の魅力を発信するため、あらゆる機会を通じてPR活動を展開します。

6-3 効率的な行財政運営の推進

効率的な行政運営に向けた適正な人員配置と行政機構の体制整備、研修等を通じた職員的能力と資質の向上を推進します。

また、安定的な自主財源の確保に努め、民間活力の活用や重点施策への優先的投資等、効果的な財政運営を図ります。

6-4 広域行政の推進

行政需要の多様化や町民の生活圏の広域化、政策課題の広域化等に対応するため、周辺市町村との連携を強化しつつ、可茂広域行政事務組合をはじめとするさまざまな分野において効率化を図るため、広域行政を推進します。

第3節 重点施策

重点施策は、まちづくりの基本コンセプトである「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」の実現に向けて、これからのまちづくりをけん引する主導的な施策です。

重点施策は、全庁横断的な体制のもとで実施にあたるとともに、関係団体、町民とも協働しながら、重点的に取り組みます。

「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」と思い、選ばれるまちづくり

将来にわたって自立したまちであり続けるためには、進行する人口減少に歯止めをかける必要があります。そこで、一度本町を離れた町民が「帰りたい」と思える、また、町外の方が本町を「訪れたい」と思い、実際に本町を訪れることで「住みたい」と思えるまちづくりを進めます。

特に、人口減少の抑制に向けては、若い世代が本町に魅力を感じ、帰ってきてもらう、住んでもらうことが重要です。

そこで、若い世代にとって魅力的なまちづくりとして、子育て支援や学校教育の充実を図り、他にはない魅力的・特徴的な子育て環境を創出することで、選ばれるまちづくりを推進します。

また、「住みたい」「帰りたい」と思う方が、本町に移住・定住するための受け皿となる住宅・宅地の整備を推進します。

さらに、町外の方に対して移住・定住を促進するためには、広く本町を知ってもらうための“きっかけづくり”が不可欠です。本町は、納古山から望むパノラマや飛水峡等の景勝地、他に類をみない規模の甕穴群（ポットホール）や約20億年前の日本最古の石を含む貴重な資料がみられる日本最古の石博物館等、自然資源に恵まれていることから、これらを生かした観光振興を図ることで、「訪れたい」と思われる魅力を創出します。

以上のことから、「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」と思い、選ばれるまちづくりに向けて、4つの施策について重点的に取り組みます。

「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」と思い、選ばれるまちづくりに向けた4つの重点施策

2-3 住宅・宅地の整備

- ▶ 移住・定住の受け皿となる住宅・宅地の整備を推進します。特に、JR上麻生駅前の町有地については、JR高山本線や町営バスの路線、乗り継ぎ時間の有効活用を考慮した総合的な開発の計画策定、事業推進を図ります。
- ▶ 老朽化の程度や住み家としての活用可能性等、空き家の実態を調査し、データベース化することで、移住・定住の促進に向けた活用策を検討するとともに、住宅取得にかかる経済的支援を図ります。

3-4 子育て支援の充実

- ▶ 自然豊かな地形を生かし、本町でしか体験できない、味わうことができない特色ある保育園の活動を実施します。
- ▶ 多子世帯の子育てに係る経済的支援として、町立保育園の保育料負担軽減を図ります。
- ▶ 子育てに関する各種情報をリアルタイムに発信するため、登録制の「子育て支援メール」システムを導入し、登録者に対してメールによる分かりやすい情報提供を図ります。

4-1 学校教育・地域教育の充実

- ▶ 質の高い教育を目指し、研究授業の相互参観や学校行事の共同開催といった連携をさらに拡充し、生活、学習等の実践交流を通じて校種間連携を図ります。
- ▶ 学校と地域社会の連携による本町の自然や歴史等の郷土学習、生活文化等の地域特性や素材を積極的に活用した特色ある「ふるさと教育」を実施するとともに、児童・生徒の郷土に対する関心と理解の向上に努めます。

5-4 観光の振興

- ▶ 町独自の豊かな自然環境を生かした農業体験や川遊び体験等の田舎暮らしを体験できるほか、親子で神淵小中学校へ留学するための環境整備を図るとともに、留学生を通じた学校間交流を図ります。
- ▶ 以前、宿泊業を営んでいた施設の再利用や、空き家となった昔ながらの民家を利用した民泊施設や体験施設を整備することで、農業体験や地域のお祭りへの参加、満点の星空観察や山頂から眺める360度パノラマ天空を楽しむことができる「滞在型観光」の定着を目指します。

「住み続けたい」と思える、安心できるまちづくり

本町では、若い世代の町外転出が人口減少の一因となっています。特に、本町に立地する企業や工場は、経営規模の小さな零細企業であり、県全体と比較して生産性の水準が低く、雇用面の不利な条件が若い世代の町外転出につながっています。

また、子どもをもつ母親等が働くことのできる職場が近くに少ないことも定住を妨げる要因となっています。町民や新たな移住・定住者が「住み続けたい」と思うためには、安定した雇用が不可欠であることから、工場誘致や産業振興により安定した雇用の創出と勤労者福祉の充実を図ります。

「住み続けたいまち」として選ばれるためには、安定した雇用に加えて、将来にわたって安心して暮らすことができる環境の整備が必要です。本町では、人口減少と併せて高齢社会を迎えており、将来に不安を抱える町民も増えています。

近年は、高齢化の進行に伴い自然災害や交通事故において高齢者が被害を受けるケースが多くなっていることから、防災対策や交通安全・防犯対策を充実します。

また、高齢者のみならず、全ての町民がそれぞれのライフステージを安心して過ごすことができる地域社会の実現を目指し、社会保障や福祉サービスの充実に加えて、思いやりと助け合いの心で町民同士が互いに支え合う地域福祉体制の強化を図ります。

さらに、今日のまちづくりにおいては、町民の参加と行政の説明責任が強く求められており、よりよいまちづくりのためには町民と行政の協働が不可欠です。そのため、町民が主体となって自ら考え、「地域の課題は地域で取り組み、解決する」というまちづくり活動への参画意識の啓発、高揚を図るとともに、活動に参加しやすい環境の整備を推進します。

以上のことから、「住み続けたい」と思える、安心できるまちづくりに向けて、5つの施策について重点的に取り組みます。

「住み続けたい」と思える、安心できるまちづくりに向けた5つの重点施策

1-5 消防・防災・救急対策の充実

- ▶ 迅速かつ安全に避難ができるよう避難路・避難所の明確化と誘導方法の周知を図るとともに、ハザードマップの活用と避難所となる公共施設等の安全対策や整備の充実に努めます。
- ▶ 救急需要に適切に対応できるよう防災用ヘリポート等を整備するとともに、広域消防の救急搬送体制の充実に努めます。

1-6 交通安全・防犯対策の充実

- ▶ 子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮した安全な道路施設の整備を進めます。
- ▶ 児童生徒や高齢者の安全確保をはじめとした地域ぐるみのパトロール等の防犯体制、活動を強化するとともに、防犯思想の普及啓発や非行防止活動を推進します。

3-2 地域福祉の推進

- ▶ 思いやりと助け合いの心で町民同士が互いに支え合う地域社会の実現に向けて、地域福祉のボランティア団体の育成、強化を図るとともに、ボランティア教室等の開催により、地域における人材発掘と養成を推進します。
- ▶ 教育、産業、居住環境等の各分野にわたり、福祉的視点に立った施策、サービスの充実を図るため、サービスの提供体制の構築を推進します。

5-5 雇用・勤労者福祉の充実

- ▶ 新規中小企業の育成及び支援を促進し、雇用拡大を図ります。
- ▶ 町内に新規進出する企業や工場に対して、固定資産税の減免または相当分の補助金を交付することで、企業・工場の誘致を促進し、雇用の確保を図ります。

6-1 町民参画の促進

- ▶ 町民一人ひとりが地域の環境問題や子どもの健全育成、交通安全、防災等、身近な課題を把握できる機会を提供するとともに、世代を超えたコミュニティ活動を支援します。
- ▶ まちづくりへの参画に対する町民意識の啓発、高揚を図るとともに、各種の委員会等への参画機会を拡充し、町民の意見をまちづくりの施策に反映する体制を整備します。
- ▶ 自治会やNPO法人、まちづくり団体との連携を強化し、主体的な取り組みの活性化を図るとともに、NPO法人化に向けた研修機会の充実、サポート体制の強化等を図ります。

「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」まちづくりに向けた情報発信・PR

本町が直面する人口減少をはじめとする各種の課題を克服し、「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」と思われるまちづくりを進めるためには、町民と行政の協働の取り組み、町民自らが考え、主体となった取り組みが不可欠といえます。そして、こうしたまちづくりを進めるためには、町の抱える課題とその解決に向けた各種施策に対する理解を促進し、町民と行政が目的を共有することが重要であることから、行政情報を積極的に、分かりやすく公開します。

また、「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」と思われるまちづくりのためには、町民のみならず、町内出身者も取り込みながら本町の活性化策を推進することが重要と考えられます。特に、若い世代が進学等によって一旦は町外に転出しても、将来的に本町に帰り定住してもらうために、移住・定住に向けた助成制度や子育て支援制度、雇用情報等の発信を強化します。

さらに、町外の方に対しても、観光・イベント情報を発信し、本町を知ってもらい、実際に訪れってもらうことで優れた自然・景観に触れ、子育て支援策や住宅取得支援策等と併せて広くPRすることで交流や定住を促進します。

以上のことから、「住みたい」「帰りたい」「訪れたい」まちづくりに向けた横断的な取り組みとして、情報発信・PRに関する4つの施策について重点的に取り組みます。

2-3 住宅・宅地の整備

- ▶ 町の魅力や移住・定住に向けた助成制度、実際に移住してきた方々へのインタビュー等を掲載した分かりやすいパンフレットを作成し、広報促進を図ります。

5-4 観光の振興

- ▶ 本町を紹介するプロモーションビデオやリーフレットを作成し、ホームページや動画配信サイト等を活用した動画配信によるPRを推進します。
- ▶ 町の知名度向上、地域の活性化に向けて、民間企業との連携により、広く地域住民や観光客に親しまれる地域の特産品の開発及びそのPR、販路拡大に向けた取り組みを推進します。
- ▶ 本町の特長を町民自身が理解するために、日本最古の石博物館を拠点として、石に関する講演会やイベントの定期的な開催、教育施設としての活用等、石にちなんだ「学び」を推進し、町内外へのPRとして、他の施設・機関との連携実現に向けた検討を進めます。

5-5 雇用・勤労者福祉の充実

- ▶ 商工会等の関係機関と連携することで、町内における求人情報を把握し、広報紙や町ホームページを活用することで雇用に関する情報発信を図ります。

6-2 情報発信・PRの推進

- ▶ 各種施策に対する町民の理解を促進し、目的を共有するため、行政情報を積極的に、分かりやすく公開します。
- ▶ 様々な手段、イベント等の機会を通じて本町の知名度向上を図るとともに、移住・定住に向けた助成制度や子育て支援制度、観光・イベント情報等、居住先、訪問先としての魅力を広く発信します。
- ▶ 定住促進、交流促進に向けて、本町の出身者や本町に興味をもつ町外の方に対して、住宅、雇用、観光、行政等の各種情報を適時・的確に提供するための仕組みづくりを検討します。